# 姫路市市民活動·協働推進事業計画

平成 28 年 3 月 姫路市

# 目 次

計画の策定に当たって …		P 1
姫路市の市民活動及び協働推進旅	<b>施策</b>	P 2
基本指針1 相互理解が進む仕組	且みづくりを行います	
第2次実施計画までの評価		P 3
1 一① 市民活動への市民参加	□の促進	P 4
1 - ② 行政職員の協働意識の		P 5
1-③ 交流機会の充実と対話	· • •	P 6
基本指針2 情報の共有を進める	t <del>/</del>	
		P 7
2一① 体糸的な情報登埋と積	責極的な情報の公開・収集・提供	P 8
基本指針3 市民活動等の拠点と		
第2次実施計画までの評価		P 9
3一① 市民活動・ボランティ	ィアサポートセンターの充実 P	1 0
3一② 地域における市民活動	助等の場の充実 P	1 1
3-3 公共施設等の利用の低	Z進P	1 2
基本指針4 担い手づくり(団体	本、人材育成)に努めます	
第2次実施計画までの評価	Р	1 3
4一① 学習機会等(研修会、	セミナー等) の提供 P	1 4
4-② 担い手の確保と育成	P	
基本指針5 市民活動支援機能の	)	
		1 6
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 - ② 様々な財政的支援の活		
3一亿 塚々な別以的又版の元	im	1 0
基本指針6 民間相互の協働を推	<b>進進します</b>	
第2次実施計画までの評価	P	1 9
6一① 地域における協働の推	<u> </u>	2 C
6─② 多様な主体との協働の	D推進 ·····P	2 1
基本指針7 行政との協働を推進	進します	
第2次実施計画までの評価	Р	2 2
	女職員の意識の改革 P	
		2 4
計画の進行管理	P	2 5
H = 2 - 1 - 1 - 1 - 1		
	♪仏ル調査 +画検討懇話会での検討経緯 ······ P	
~ ~ ~ · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.1981年 1.1982 1.1982 1.198 1.	, ,

## 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

姫路市では、市民活動や協働の推進について基本的な考え方を整理し、その 方針を示した「姫路市市民活動・協働推進指針」を平成19年3月に策定しま した。

この指針に基づき、平成20年3月に具体的な推進施策を定めた「姫路市市民活動・協働推進事業計画」を、平成23年3月に協働の推進に係る施策を中心に掲載した「第二次姫路市市民活動・協働推進事業計画」を策定し、「姫路市総合計画」の4つの基本目標の一つとして掲げる「ふれあいと賑わいある協働・交流都市」の実現に向け、参画と協働のまちづくりを進めてきました。

また、平成25年12月に施行した、「姫路市まちづくりと自治の条例」では、 住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現を目指して、行政運営 の基本原則や参画と協働など、市のまちづくりを進めるための考え方等を定め ました。

第三次計画では、第二次計画に引き続き協働の推進等の施策を中心にした取り組みの熟成、条例の施行を受けた住民等がまちづくりの主役になって活動する都市の実現に向けた取り組みを重点的に掲載しております。

また近年は、少子高齢化・人口減少等社会環境の著しい変化により、市民や地域等が持つ力を活用した活動がこれまで以上に必要とされており、本市の特性である地域における自治会を中心とした地縁系団体とNPO等の志縁系団体や学校及び企業との多様な主体間の協働を推進するための取り組みにも重きを置いた計画としております。

#### 2 計画期間

本計画の計画期間は平成28年度から平成32年度までの5ヵ年計画とし、 平成32年度中に計画内容を見直します。なお中間年である平成30年度には、 有識者等による懇話会において事業の進捗について報告し、意見を聴くことと し、必要に応じて計画の内容を修正することとします。

#### 3 今後の展開

事業計画に掲載する施策は、市民局市民活動推進課が推進母体となって庁内 全体への働きかけを行っていくものとします。

# 姫路市の市民活動及び協働推進施策

## 1 姫路市の市民活動・協働推進施策体系

## 姫路市市民活動・協働推進指針 【平成19年度】

- ○基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います
- ○基本指針 2 情報の共有を進めます
- ○基本指針3 市民活動等の拠点となる場の整備に努めます
- ○基本指針 4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます
- ○基本指針 5 市民活動支援機能の充実を図ります
- ○基本指針 6 民間相互の協働を推進します
- ○基本指針 7 行政との協働を推進します



第 1 次市民活動·協働推進事業計画 【平成20~22年度】



第2次市民活動·協働推進事業計画 【平成23~27年度】



第3次市民活動·協働推進事業計画 【平成28~32年度】

## 2 これまでの主な取り組み経緯

平成15年	1月	姫路市NPO法人活動支援室を設置(市民会館内)
	7月	市民参画室の設置
平成16年	4月	市民参画部市民活動推進課の設置
	12月	市民活動に関する市民意識調査(17年3月まで)
平成17年	5月	NPO等研究会の実施(18年3月まで)
平成18年	7月	姫路市市民活動推進懇話会の設置
		提案型協働事業制度の創設
平成19年	3月	姫路市市民活動・協働推進指針の策定
平成20年	3月	第1次姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定
平成20年	8月	市民活動・ボランティアセンター設置準備会議の設置
平成21年	5月	市民活動・ボランティアサポートセンターの設置
平成23年	3月	第2次姫路市市民活動・協働推進事業計画の策定
平成25年	12月	姫路市まちづくりと自治の条例の施行

# 基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います

:市民活動団体と行政との協働関係を構築するためには、お互いの考え方の違いや組織の特徴をそれぞれがより一層理解する必要があります。

#### 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

- ①市民活動への市民参加の促進
- ②行政職員の意識向上
- ③交流機会の創出と対話の促進

#### 【進捗状況】

概ね計画通り進捗しています。特に市民活動・ボランティアセンターの登録団体の交流会や「ひめじおんまつり」の開催を通して、交流機会の創出と対話の促進が図れてきました。

## 【今後の取り組み】

◎相互理解の進捗度を測るための質的評価の検討

引き続き、個人ボランティア登録制度の周知、活動の活性化を図ります。 (1-①)

また、職員への協働等に関する研修も進めており、職員の協働等に対する 意識向上のため、引き続き、更なる職員の研修の充実を図るとともにボラン ティアや地域活動へも職員の参加を促進します。 (1-②)

さらに、協働の質的評価に向け市民活動団体及び職員に対し、アンケート調査を隔年に実施します。 (1-23)

## 基本指針1-① 市民活動への市民参加の促進 ------

市民活動に参加するきっかけや機会の創出、情報の提供、相談を中心とした施策を中心に実施します。また、市民活動に対する市民等の理解を深めるため、行政や市民活動団体その他市民活動に関わる団体が協働して啓発事業を行います。加えて、ソーシャルメディアを活用し、若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくりに努めます。

#### 1 情報提供

- ① 個人ボランティア登録制度¹の運用
- ② ボランティア募集情報等の収集・提供
- ③ ひめじNPO・ボランティア通信の内容の充実、配付先の拡充
- ④ 市民活動ネットひめじ<sup>2</sup>の利用PR
- ⑤ 登録ボランティアのデータベース化の検討・実施【新規】※再掲
- ⑥ 新たなソーシャルメディアの活用の検討【新規】※再掲

#### 2 相談

・市民活動・ボランティアサポートセンターでの相談体制の充実

## 3 啓発

- ① 市政出前講座<sup>3</sup>の実施
- ② ボランティアの手引きの配付・活用
- ③ 市民活動に関する公開講座の実施 こどもボランティア体験学習の企画・受入先の検討・実施

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	① <sup>~</sup> ④継続実施 ⑤⑥検討	<b>—</b>	(中間報告)		<b></b>
2	継続実施				-
3	①②継続実施 ③検討	<b>&gt;</b>	(中間報告)		<b>*</b>

 $<sup>^1</sup>$  市内でボランティア活動を始めたい人や活動している人に募集情報等を提供する制度。

 $<sup>^2</sup>$  姫路市の市民活動情報サイト。登録した市民活動団体がインターネットを通じて各団体の情報を掲載することができる。

<sup>3</sup> 市政や市民生活に身近な問題等をテーマにした講座で市職員が申込みに応じて講師として各地域に出向いて実施する。

## 基本指針1-② 行政職員の意識の向上 ------

特定部局の担当者に限らず、職員全体が市民活動や協働に関する理解を深め、 市民との協働に向けて市民の活躍を支援する方向への意識転換を図るため、意 識啓発につながる研修等の実施やボランティアや地域活動への参加を促進しま す。また、隔年で職員アンケートを実施し、職員の協働に関する認識度調査を 行います。

- 1 職員研修の充実
  - ·初任者研修
  - · 管理職研修 等
- 2 ボランティアや地域活動への職員参加の促進【新規】
- 3 市民活動団体の情報収集・提供、相談
  - ・庁内への情報提供、相談
- 4 市民活動及び協働の推進に関する施策の総括(隔年)
  - ·協働実態調査
  - ・ヒアリングの実施
  - ・職員アンケートの実施【新規】

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施				<b></b>
2	実施				-
3	継続実施				-
4	内容検討	-	実施 (中間報告)	_	実施

## 基本指針1-③ 交流機会の充実と対話の促進

これまで市民活動に興味や関心を持っていなかった市民等が活動に触れ、交流できる機会を充実させるとともに、市民活動団体間の連携・交流を促進します。また、具体的な協働の前提となる信頼性の向上のため市民活動団体等へのアンケートを通じた市民活動支援に対するニーズの把握や対話を促進していきます。

- 1 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催
  - ・市民・ボランティア団体・NPO 等の活動成果の発表の機会、 交流の場を提供
  - ・ひめじおんまつり等の市民活動団体等が主体となる交流事業の充実
- 2 市民活動に関する行事の開催協力
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンターの相談機能の充実
  - ・市民に開かれた相談窓口としてのPR
  - ・必要かつ適切な行政情報の提供
  - ・活動事例、支援情報等の情報量の充実
- 4 市民活動団体等へのアンケートシステムの確立(隔年)【新規】

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施	内容拡充 -			<b></b>
2	継続実施				-
3	継続実施				-
4	内容検討	-	実施 (中間報告)	_	実施

# 基本指針2 情報の共有を進めます

:市民活動を活性化させるためには、市民活動関係の様々な情報や行政に関する情報を市民、市民活動団体及び行政が共有することが大切です。

## 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

①情報の積極的な公開・提供

## 【進捗状況】

ひめじボランティアメールの配信やフェイスブックページの開設などを通 じた情報の積極的な提供等、概ね計画通り進捗しています。

## 【今後の取り組み】

◎情報をどのように有効発信していくか

引き続き、「ひめじ NPO・ボランティア通信」、メールマガジン等の発行やフェイスブック等のソーシャルメディアを活用し、積極的に情報の提供等に努めるとともに、対象者を意識したうえでの情報提供や情報交換を行うなど一人ひとりが参画しやすい環境整備にも努めます。

## 基本指針2-① 体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供 ----

行政サービスの内容や現状、計画の策定過程等の情報の積極的な公開に努めるとともに、市民活動に関する支援情報や市民活動団体の登録情報など協働に当たって必要となる多様な情報を体系化し使いやすく提供します。また、市民活動団体等が主体的に情報を受発信できるようソーシャルメディアを活用した環境づくりに努めます。

- 1 市民活動ネットひめじの運用、利用促進
  - ・行政情報の掲載、充実
  - ・市民活動団体の利用PR
  - ・利用団体の拡充検討
- 2 市民活動や協働に関する情報の収集、提供
  - ・ボランティア登録制度
  - ·助成金情報
  - ·市民活動団体情報 等
- 3 会議等の公開・公募委員、市民意見の募集制度等の利用PR 《参考》 姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針 姫路市附属機関等の委員の公募に関する指針 市民意見の提出手続を定める要綱
- 4 新たなソーシャルメディアの活用の検討【新規】
  - ・市民活動の内容に応じた団体と情報の対象の絞り込み(既存システム改良)
  - ・若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくり(スマートフォン等の活用)

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施∵戍	内容・機能の拡		<b>•</b>	
2	継続実施				<b>-</b>
3	継続実施				-
4	検討	-	(中間報告)		<b>•</b>

# 基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます

:市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成など、市民活動への 支援施策を促進させるためには、市民活動団体と市民、市民活動団体間の交流 を深めることができるような活動の場の充実が必要です。

## 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

- ①市民活動・ボランティアサポートセンターの充実
- ②公共施設利用の促進

#### 【進捗状況】

各種広報媒体等を活用し、市民活動・ボランティアサポートセンターの活動を市民に周知するとともに、交流・情報交換の場として「ひめじおんまつり」を開催するなど、概ね計画通り進捗しています。

## 【今後の取り組み】

◎情報をどのように有効発信していくか ※再掲

(情報発信拠点としての市民活動・ボランティアサポートセンター機能の充実)

引き続き、各種広報誌等の活用や「ひめじおんまつり」の開催などを通じて市民活動・ボランティアサポートセンターの利用 PR を進めながら、拠点としてのセンター機能の充実に努めます。 (3-①)

公共施設の利用の促進を図るための団体登録制度の整理統合については、整理統合することで得られる利便性と個人情報保護とのバランスを考え慎重に検討していきます。 (3-②)

また、地域における市民活動等の拠点となる場として、ハード面については、地区の連合自治会で公民館や学校等の公共施設等を活用し、地縁系団体をはじめ市民活動団体への地区拠点としての構築に努めています。さらにソフト面では、市内14ブロック(旧4町は平成28年度設立予定)に地区連合自治会組織を中心に各種団体で構成する地域づくり推進協議会があり、今後、地域づくり推進協議会の機能拡充策を検討します。

## 基本指針3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実

市民活動に関する情報収集・提供、人材育成、相談、連携・交流、団体支援等を中心に、行政と市民活動団体等の市民がよいパートナーシップを築くことを目的とした事業内容の充実に努めます。また、センターの運営体制については、これまでの運営状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ柔軟に対応していきます。

- 1 センター事業の充実とコーディネート機能の強化
- 2 センターの利用PR
  - ・市広報の活用
  - ・市民活動・ボランティアハンドブックの活用
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議の活用
  - ・外部委員等による事業内容の検証と意見交換
- 4 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催※再掲
- 5 既存の支援機関との連携、協力
  - ・分野別の市民活動支援機関や県等の支援機関との連携、ネットワーク化

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施				<b></b>
2	継続実施				-
3	継続実施				<b>-</b>
4	継続実施	内容拡充			<b>-</b>
5	継続実施				<b>•</b>

## 基本指針3-② 地域における市民活動等の場の充実【新規】-----

地縁系団体をはじめ市民活動団体等が地域での活動が充実できるよう、 公民館や小学校等の公共施設等を活用し、地区拠点として充実させるとともに、 各地域ブロックで組織された地域づくり推進協議会との連携に努めていきます。

- 1 公民館や小学校等の公共施設等を活用した地区拠点の充実
- 2 地域ブロックで組織された地域づくり推進協議会⁴の活用

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	実施				-
2	検討	-	(中間報告).		-

 $<sup>^4</sup>$  地域づくり活動を発展させるために、市域の14ブロックで地域住民により自主的に組織された団体。

## 基本指針3-③ 公共施設等の利用の促進 -----

市民活動の目的に応じて効果的に公共施設等を活用できるよう、施設情報の 集約と提供、ネットワーク化に努め、市民活動団体登録制度による支援を実施 していきます。併せて民間施設や地域施設についても情報収集や紹介を行い、 積極的に利用を推進していきます。

- 1 市民活動団体の登録制度の運用、支援内容の充実
  - ①団体登録制度による施設利用料の減免等
  - ②複数機関による団体登録制度の整理統合に向けた検討
- 2 利用可能施設の情報収集、紹介
  - ・公共施設に加えて、民間施設、地域施設の積極的な利用促進

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	①継続実施				-
1	②検討		(中間報告)		
			(中间取占)		
2	継続実施				
					-

# 基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます

:市民活動を活性化し、継続していくためには、市民活動を担っていく人材の 育成や、将来的に市民活動を支えていく人材の確保が重要です。

#### 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

- ①学習機会等(研修会、セミナー等)の提供
- ②人材コーディネート機能の強化

#### 【進捗状況】

各種ボランティアや人材コーディネーターの育成のための講座等を開催しており、概ね計画通り進捗しています。

#### 【今後の取り組み】

## ◎市民、市民活動団体、地域、行政ともに人づくりをどのようにしていくか

引き続き、研修会、セミナー等の学習機会を提供するとともに、地域づくり大学校といった継続的な支援体制の検討や人材育成の活用(マッチング)に努めます。 (4-1)

また、ボランティア参加者に対して他の市民活動ボランティア登録への意向確認や既存のボランティア登録制度の様式の統一化など、登録ボランティアのデータベース化に向けた取り組みに努めます。 (4-②)

32 年度

## 基本指針4-① 学習機会等(研修会、セミナー等)の提供 ------

市民活動のすそ野の拡大や市民活動団体の力量や運営能力を向上させることを目的とした講座や研修会を実施するとともに、兵庫県や中間支援組織等の関係機関と協力しながら学習機会を提供します。

- 1 研修会・セミナー等の充実、情報収集・提供
  - · 市民活動基礎講座 · 体験講座
  - ・ボランティア養成講座(活動内容に沿った専門研修)
  - ・NPO法人マネジメント・会計講座
  - ・災害ボランティア研修
  - ・協働コーディネーター5養成講座
  - ・企画力・広報力向上研修 等
  - ・地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施【新規】※再掲
  - ・提案型協働事業の活用

継続実施

2 市政出前講座の実施

## 《年次計画》

2

 28 年度
 29 年度
 30 年度
 31 年度

 1
 継続実施
 内容拡充

<sup>5</sup> 市民活動が円滑に行われるように、行政と市民、市民団体、事業者等との間に立って調整をする役割を担う者。

## 基本指針4-② 担い手の確保と育成

市民活動団体が活動を効果的に展開するには、組織や会員のリーダー役や協力してもらうボランティア等のコーディネーター、専門知識を持つアドバイザー等の果たす役割が重要です。そのため、豊富な経験を持つ担い手の活動への参加促進を図るとともに、新たな人材の育成につながる施策を検討し、実施していきます。

- 1 登録制度の充実と活用
  - ①個人ボランティア登録制度の充実
    - ・生涯現役人材バンク
    - ・その他分野別登録制度
  - ②団体登録制度の充実【新規】
  - ③登録ボランティアのデータベース化の検討・実施【新規】
- 2 育成施策の検討・実施
  - ・地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施【新規】
- 3 コーディネーター養成講座の実施
  - ・ボランティア受け入れ講座 等

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	①継続実施 ②継続実施	内容拡充			<b>•</b>
	② 株 N 天 N 3 株 対	門台孤儿	(中間報告)		<b>———</b>
2	検討	実施			<b>-</b>
3	継続実施				

## 基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります

:市民活動を活性化し、市民活動団体と行政との協働を推進するためには、より実効性を高めるための仕組みづくりが必要です。

#### 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

- ①相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化
- ②財政的支援策の検討

## 【進捗状況】

相談内容の充実や協働関係機関との連携強化を図ることで、概ね計画通り進捗しています。

また、財政的支援情報の収集・提供をはじめ、申請に係る相談機能の確保 を図りながら、先進市の事例調査、研究に務めてきました。

#### 【今後の取り組み】

◎市民活動団体への活動支援金等の流れを含めた支援のあり方をどう作っていくか

引き続き、関係機関との連携強化に努めるとともに市民活動団体への細やかな支援を実施するため、中間支援を中心に活動している市民活動団体との連携を深め、情報を共有するなど側面的支援に努めます。 (5-①)

また、行政による直接的な財政的支援には公平性の観点から一定の限界があることから、市民ファンド等を設立し、運営を市民等に委ねるような仕組みづくりやまちづくりサポート基金の導入の是非について検討を進め、第3次計画の中間年(平成30年度)に報告します。 (5-②)

## 基本指針5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化 ------

市民活動・ボランティアサポートセンターを中心に市民活動に関する総合相談窓口の機能強化に努めます。また、国や兵庫県、ひょうごボランタリープラザ、姫路市社会福祉協議会、大学・研究機関等の関係機関との連携・協力や各団体を中間的に支援する市民活動団体とも連携するとともに、支援していきます。

- 1 市民活動及び協働の相談窓口の充実
  - ・市民とのパートナーシップを前提とした分かりやすい説明と対応
  - ・市民に開かれた行政窓口としての意識啓発、PR
- 2 国・県等主催事業への参加、情報収集・提供
  - ・交流行事、ネットワーク会議 等
- 3 社会福祉協議会等既存団体との連携・協力した支援等の提供
  - ・災害ボランティアに関する取り組み災害時のボランティアセンターの設置・運営被災地へのボランティア派遣災害ボランティア等に関する研修の実施
  - ・福祉ボランティア等の育成・支援に関する取り組み
- 4 各団体のニーズに応える中間支援団体との連携・支援

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施	内容拡充			<b>-</b>
2	継続実施				-
3	継続実施				-
4	検討	実施			<b></b>

## 基本指針5-② 様々な財政的支援の活用 ------

行政による直接的な財政支援には、公平性等の観点から一定の限界があるため、既存の財政支援制度の情報提供を行うとともに、市民や企業の社会貢献活動や企業の社会的責任に対する意識の高まりを活用し、市民活動団体の活動資金や活動拠点の整備に充てる基金等の財政的支援の仕組みづくりについて検討します。

- 1 市民等からの基金等による市民活動団体への支援の検討
  - ・市民ファンド等の仕組みづくりやまちづくりサポート基金導入の検討【新規】
  - ・行政・市民・企業等の役割
- 2 提案型協働事業制度の充実
  - ①幅広い市民活動団体の利用促進・PR
  - ②事業継続を見据えた評価制度の導入※再掲
  - ③民間相互の協働を促進する事業への対応検討【新規】※再掲
- 3 公的団体・民間団体の財政的支援情報の収集・提供、相談対応

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	検討	-	中間報告	 	<b></b>
2	①継続実施 ②③検討	<b>-</b>	(中間報告)		<b>*</b>
3	継続実施				<b>•</b>

## 基本指針6 民間相互の協働を推進します

:市民個人や市民活動団体だけでなく、企業の社会貢献活動や大学においての 地域貢献活動など、これらの活動や取り組みが活発に行えるよう、異なる団体 間の協働への仕組みづくりが必要です。

#### 第2次実施計画までの評価

#### 【施策】

- ①地域における協働の推進
- ②企業・大学と市民活動団体との協働

## 【進捗状況】

地域における協働の推進を図るため、地域づくりハンドブックの作成や、 企業・教育機関の支援情報・活動情報の収集・提供に努めるなど、概ね計画 通り進捗しています。

## 【今後の取り組み】

◎組織、団体をどう活発にしていくか

(団体間での協働を進めるための仕組み、仕掛けづくり)

引き続き、市民活動ネットひめじやひめじNPO・ボランティア通信への掲載などを通じた情報発信に努めます。 (6-①)

また、地域における学校との協働事例は、多く見受けられることから、今後、これらの情報を収集し、地域にこれらの情報を提供することにより、学校と地域との協働のすそ野を拡げます。さらに、企業と市民活動団体との協働事例についても情報を収集の上、類型化し、ガイドラインとして整理を行い、パートナーシップマッチング事業につなげることができるかを検討します。 (6-2)

## 基本指針6-① 地域における協働の推進

自治会等の地縁系団体によるコミュニティが形成され、地域内の住民が協力しながら地域課題の解決にあたっています。NPOやボランティア等の多様な市民活動団体がこうした活動に参加、協力していくことで、地域コミュニティの再活性化が図られることから、地域への市民活動に関する理解促進、情報提供、コーディネート機能の充実等に努めます。

- 1 地域コミュニティ情報の発信支援
  - ・地縁系団体の市民活動ネットひめじへの参加、利用の充実
- 2 地域の多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組む場づくり支援
  - ・地域課題の共有、解決手法の検討等のワークショップ支援相談機能の充実 市政出前講座の活用 行政情報の提供
- 3 地域コミュニティを主体とした地域づくりの推進
  - ・地域づくりハンドブック<sup>6</sup>の活用
  - ・提案型協働事業の充実と効果的な活用※再掲

自治会 協働 教育機関 婦人会 子ども会 地域 \ / 地域 \ / 地域 参加 企 業 課題 八課題 八課題 民 市 安全安心·少子高齢化・災害 地域活性化・環境保全 /地域 \ /地域 参加 NPO. 、課題 課題! ボランティア 行 政 グループ

地域課題に対する取り組み

#### 《年次計画》

\_

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施	内容拡充 ・			-
2	継続実施	内容拡充・			-
3	継続実施	内容拡充 ・			-

<sup>6</sup> 地縁系団体やボランティアグループ、NPO、行政、企業、教育機関等の多様な団体が連携、協力し、住民が主体となって地域の課題に対して取り組むために、地域づくりの理解促進に関する情報や取り組み方法等を紹介。

## 基本指針6-② 多様な主体との協働の推進 ------

市民、地縁系団体、NPO、企業、教育機関など多様な主体の個性が発揮されるよう企業の特性を活かしたまちづくりに関する協定、市民一人でも参画しやすい協働の仕組みの検討やNPO、企業、大学の社会的貢献に係る情報提供等の支援を行います。併せて市民活動団体に関する情報や活動ニーズ等の提供を行うとともに、NPO、企業、大学等が保有する知識や技術を市民活動の現場で活用できるよう、また、学生によるボランティアの参加促進を図るため、市内の大学、高校等の教育機関を中心として交流や情報共有に努めます。

- 1 企業・学校の支援情報や活動情報の収集・提供
  - ①学校と地域との協働事例の情報収集及び情報提供【新規】
  - ②企業と市民活動団体とのパートナーシップマッチング事業の検討・実施【新規】
- 2 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催※再掲
  - ・市民活動や協働に関する理解促進
  - ・活動への参加・協力、支援の呼びかけ
  - ・交流を通じた新たな協働による取り組み育成
- 3 市民活動情報(人材募集情報)の集約、提供
  - ・ボランティア募集情報や協働に向けたニーズ、シーズの情報収集、提供

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	①情報収集 ②検討	-	(中間報告)		-
2	継続実施	内容拡充・			-
3	継続実施				•

# 基本指針7 行政との協働を推進します

:協働を通して、地域社会の課題に市民と行政とが共に取り組み、市民や市民活動団体の持つマンパワーやノウハウを、直接行政サービスに生かすことで、サービスの領域の広がりや質の向上にもつながります。

## 第2次実施計画までの評価

## 【施策】

- ①市民意識の醸成と行政職員の意識の改革
- ②協働のルールづくり
- ③協働機会の創出

## 【進捗状況】

協働事例集や協働マニュアルの作成、配布による市民意識の醸成や研修等の充実による職員意識の改革、提案型協働事業の継続的な実施など概ね計画通り進捗しています。

## 【今後の取り組み】

◎組織、団体をどう活発にしていくか ※再掲

(団体と行政間での協働の促進)

引き続き、市民意識の醸成と職員意識の改革等による行政との協働推進していきます (7-①)

また、提案型協働事業については、市民活動団体間の協働を促進するため、 民間協働型の活動への対応を検討します。さらに、市民活動団体と行政或い は、企業に絡めた市民活動団体と行政との協働協定(契約)についても検討 します。その他、市民シンクタンク事業や無作為抽出式まちづくりディスカ ッション等の市民の政策決定過程への新たな参画手法についても検討します。 (7-2)

## 基本指針7-① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革 ------

市民と行政が互いにまちづくりのパートナーであることの意識を高め、協働についての理解を深める取り組みを行っていきます。行政は市民の声を聞き、積極的に行政情報の公開に努めるとともに、職員が協働の相手方となる市民活動団体に対する理解を深め、共に課題解決に取り組めるよう、その手法を学ぶことができる機会を増やしていきます。

- 1 職員研修の充実※再掲
  - ·初任者研修
  - · 管理職研修 等
- 2 協働に関する相談体制の充実
  - ・市民及び職員からの相談対応
- 3 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催※再掲
  - ・協働や市民参加に関する意識啓発
- 4 協働事例集の活用
  - ・具体的な協働による取組み手法、事例の紹介による理解促進、情報提供
- 5 市政出前講座の実施
  - ・市民との対話と共に考える姿勢・手法

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施				<b></b>
2	継続実施				<b>-</b>
3	継続実施	内容拡充			<b>-</b>
4	継続実施	内容拡充・			-
5	継続実施				<b></b>

## 基本指針7-② 協働を推進するための仕組みづくり -----

提案型協働事業やこれまでの協働の先行事例等を踏まえて作成した、協働マニュアルを活用し、市民と行政が信頼関係を深めながら、互いの長所や特性を活かした協働事業を進めていきます。また、提案型協働事業の成果発表等を通じた、具体的な協働事例の紹介により、協働に関する市民意識の啓発を図り、新たな市民協働の担い手づくりに繋げる等、推進体制を整備します。加えて、市民シンクタンク事業や無作為抽出式まちづくりディスカッション等の市民の政策決定過程への新たな参画手法についても検討し、実施していきます。

- 1 協働のルールづくりの活用
- 2 提案型協働事業の充実と効果的な活用
  - ①直面する課題など、より具体的な行政からの協働テーマの提示
  - ②事業内容、実績の公開
  - ③事業継続を見据えた評価制度の導入
  - ④民間相互の協働を促進する事業への対応検討【新規】
- 3 市民活動団体との協働契約や企業とのまちづくりパートナーシップ協定 の検討【新規】
- 4 市民の政策決定過程への参画手法の拡充策の検討・実施【新規】
  - 市民シンクタンク事業<sup>7</sup>の検討
  - ・無作為抽出式まちづくりディスカッション®の検討
- 5 協働機会創出のための行政情報の分かりやすい提供
  - ・市民活動関連サイトへの行政情報の掲載
  - ・市政出前講座の内容の充実
  - ・協働実態調査を通じた情報提供方法等の見直し

	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
1	継続実施	内容拡充			-
2	①②継続実施 3 ④ 検討	•	(中間報告)		<b>→</b>
3	検討	-	中間報告		·····
4	検討	-	中間報告		<b></b>
5	継続実施				-

<sup>7</sup> 研究テーマに知識・関心のある公募による研究員が、自主運営によるグループワーク等を通じ、政策提言をとりまとめ、その実現に向け、様々な活動に主体的に参画する仕組み。

<sup>8</sup> 住民基本台帳から無作為抽出した市民に招待状を送り、参加承諾した市民がテーマごとに議論・発表を行う。

## 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、各施策について進捗状況調書を毎年度作成し、計画、実施、評価、次年度の方針の内容を明らかにします。これにより単年度の状況を把握するとともに、その結果を蓄積することで計画期間を通しての状況把握を行います。

また、評価については、総合評価と分野別評価を中間年(3年目)、最終年(5年目)に 進捗状況調書による内部評価に加え、ヒアリングを行ったうえで、アンケートや外部委員に よる外部評価とすり合わせをし、これらの評価に基づき計画の見直しを行います。

#### 1 現状・課題

調書作成時点の状況分析を行い、現状、課題、強化すべき点等を明らかにします。

## 2 実施内容

実施する施策の内容を具体的に記入します。

## 3 成果指標

調書作成時点の現状、計画期間でめざしていく目標を数値等により具体的に記入します。

#### 4 年度別実施状況

各年度に実施した施策の実績を簡潔に記入し、その達成度に応じてS、A、B、Cの4段階で自己評価を行います。

評価ランク	意味
S	予定を上回る
A	概ね予定どおり
В	やや予定を下回る
С	予定を下回る

#### 5 効果

5か年の目標に対する効果を記入するとともに、各年度の事業実施により得られた効果を 記入します。

#### 6 次年度以降の取り組み方針

自己評価、事業の効果をふまえ、次年度以降の実施方針、改善内容等を記入します。

#### 7 調書の活用

作成した調書は、中間評価及び次期計画策定において活用します。

# 第3次市民活動・協働推進事業計画進捗状況調書

施策番号				年	月作成
施策名			,		
課題·現状					
実施内容					
成果指標	現状			(	年 月時点)
72071112	目標			(	33年 3月時点)
	年度		実施内容		担当部局に よる評価
	28				
年度別	29				
実施状況	30				
	31				
	32				
効果					
【達成度】 S:予	定を上回	る A:概ね予定どおり	B:やや予定を下回る	C:予定を下回る	
次年度以降の 取り組み方針					

# 姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会での検討経緯

## 1 委員

	氏 名	役職
会長	新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
副会長	藤本真里	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
委員	藤田敦子	近大姫路大学看護学部看護学科講師
委員	阿 山 正 人	姫路市議会厚生委員会委員長
委員	大 野 幸 一	姫路市連合自治会会長
委員	河 南 眞稚子	姫路市連合婦人会書記
委員	米 谷 啓 和	特定非営利活動法人スローソサエティ協会理事長
委員	内 田 雅 康	姫路ボランティア連絡協議会会長
委員	浦田晴美	公募
委員	森 川 嘉 猛	公募

## 2 懇話会の開催

## 【第1回】

平成27年 8月13日(木) 13:00~ 姫路市役所 401会議室

#### 【議題】

姫路市の市民活動及び協働推進施策の状況について

## 【主な論点】

- ・情報をどう有効発信していくか
- ・市民、活動団体、地域、行政ともに人づくりをどのようにやっていくか
- ・お金の流れをどうつくっていくか、組織・団体をどう活発にしていくか
- ・協働を進めるための仕組み、仕掛けルールづくりについて

#### 【第2回】

平成27年10月 2日(金) 14:00~ 姫路市自治福祉会館 研修室

#### 【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画の項目案、素案について

#### 【主な論点】

- ・ボランティア等への職員参加のあり方について
- ・財政的支援の仕組みづくりについて
- ・ボランティア団体等の情報提供について
- ソーシャルメディアの活用について
- ・企業と市民活動団体をどうマッチングしていくか
- ・公共施設の利用促進について

## 【第3回】

平成27年11月20日(金) 10:00~ 姫路市役所 第5会議室

#### 【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画のパブリック・コメント案について

### 【主な論点】

- ・職員、市民活動団体へのアンケートの実施について
- ・市民の政策決定過程への参画手法の拡充策について
- ・地域における市民活動の場のあり方について
- ・少子高齢化、人口減少社会への計画の位置づけについて

## 【第4回】

平成28年 2月12日(金) 10:00~ 姫路市役所 第5会議室

#### 【議題】

姫路市市民活動・協働推進事業計画(案)にかかるパブリック・コメントの募集結果 について

#### 【主な論点】

- ・パブリック・コメントへの市の回答について
- ・地域包括支援センター等との連携協働について
- ・地縁系組織とNPOとの協働の進め方の工夫について
- ・ボランティア等への職員参加について
- ・計画の評価の質をどう維持していくか、協働をどう評価していくかについて

# 姫路市市民活動・協働推進事業計画

平成 28 年(2016 年)3 月 発行/姫路市 市民局 市民参画部 市民活動推進課 〒670-8501 姫路市安田 4 丁目 1 番地 TEL:079-221-2737 FAX:079-221-2758